

平成30年度

飯能市 一般会計
特別会計 予算

平成30年度飯能市一般会計予算

平成30年度飯能市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,700,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 市 税		11,901,841
1 市 民 税		5,118,741
2 固 定 資 産 税		5,340,390
3 軽 自 動 車 税		181,486
4 市 た ば こ 税		438,000
5 鉱 產 税		1,200
6 入 湯 税		1,500
7 都 市 計 画 税		820,524
2 地 方 譲 与 税		197,000
1 地 方 挿 発 油 譲 与 税		57,000
2 自 動 車 重 量 譲 与 税		140,000
3 利 子 割 交 付 金		9,000
1 利 子 割 交 付 金		9,000
4 配 当 割 交 付 金		65,000
1 配 当 割 交 付 金		65,000

(単位：千円)

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		59,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	59,000
6 地方消費税交付金		1,360,000
	1 地方消費税交付金	1,360,000
7 ゴルフ場利用税交付金		147,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	147,000
8 自動車取得税交付金		45,800
	1 自動車取得税交付金	45,800
9 地方特例交付金		55,000
	1 地方特例交付金	55,000
10 地方交付税		3,170,000
	1 地方交付税	3,170,000
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		287,456
	1 負担金	287,456
13 使用料及び手数料		351,466
	1 使用料	216,643

	2 手 数 料	134,823
14 国 庫 支 出 金		3,687,977
	1 国 庫 負 担 金	2,795,888
	2 国 庫 補 助 金	871,615
	3 委 託 金	20,474
15 県 支 出 金		1,498,666
	1 県 負 担 金	908,397
	2 県 補 助 金	443,909
	3 委 託 金	146,360
16 財 産 収 入		38,998
	1 財 産 運 用 収 入	35,577
	2 財 産 売 払 収 入	3,421
17 寄 附 金		201,312
	1 寄 附 金	201,312
18 繰 入 金		1,385,166
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,330
	2 基 金 繰 入 金	1,381,836
19 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000

(単位 : 千円)

款	項	金額
20 諸 収 入		539,618
	1 延滞金、加算金及び過料	13,181
	2 市預金利息	364
	3 貸付金元利収入	131,167
	4 受託事業収入	117,920
	5 収益事業収入	50,000
	6 雜 入	226,986
21 市 債		2,089,700
	1 市 債	2,089,700
歳 入	合 計	27,700,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		240,733
	1 議 会 費	240,733
2 総 務 費		3,360,209
	1 総 務 管 理 費	2,771,863
	2 徴 税 費	360,154
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	139,681
	4 選 挙 費	35,645
	5 統 計 調 査 費	23,488
	6 監 査 委 員 費	28,988
	7 行 政 不 服 審 査 費	390
3 民 生 費		10,178,932
	1 社 会 福 祉 費	4,690,319
	2 児 童 福 祉 費	3,958,790
	3 生 活 保 護 費	1,509,393
	4 災 害 救 助 費	8
	5 国 民 年 金 費	20,422
4 衛 生 費		2,642,117
	1 保 健 衛 生 費	736,154

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環境費	341,349
	3 清掃費	1,564,614
5 労働費		13,155
	1 労働諸費	13,155
6 農林水産業費		301,450
	1 農業費	112,139
	2 林業費	189,311
7 商工費		704,350
	1 商工費	704,350
8 土木費		3,938,313
	1 土木管理費	120,371
	2 道路橋りょう費	1,541,990
	3 河川費	16,941
	4 都市計画費	2,143,749
	5 住宅費	115,262
9 消防費		1,358,549
	1 消防費	1,358,549

10 教育費			2,249,142
	1 教育総務費		406,094
	2 小学校費		462,455
	3 中学校費		452,976
	4 幼稚園費		136,057
	5 社会教育費		346,176
	6 保健体育費		445,384
11 災害復旧費			1
	1 土木施設災害復旧費		1
12 公債費			2,473,049
	1 公債費		2,473,049
13 諸支出金			200,000
	1 普通財產取得費		200,000
14 予備費			40,000
	1 予備費		40,000
歳出	合計		27,700,000

第2表 繼続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4衛生費	3清掃費	旧ごみ処理施設解体事業	千円 1,035,613	平成30年度	千円 404,352
				平成31年度	217,016
				平成32年度	414,245

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
LED防犯灯借料	平成31年度から平成40年度まで	千円 216,450

第4表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 道 整 備 事 業	千円 387,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
橋 り よ う 整 備 事 業	48,100	同 上	同 上	同 上
街 路 整 備 事 業	56,600	同 上	同 上	同 上
公 園 緑 地 整 備 事 業	13,500	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業	34,000	同 上	同 上	同 上
土 地 開 発 公 社 所 有 地 取 得 事 業	200,000	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策	1,350,000	同 上	同 上	同 上
計	2,089,700			

平成30年度飯能市国民健康保険特別会計予算

平成30年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,506,232千円と定める。

2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,580千円と定める。

3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,645千円と定める。

4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

事 業 勘 定

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,720,732
	1 国民健康保険税	1,720,732
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支 出 金		6,081,924
	1 県補助金	6,081,923
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産 収 入		24
	1 財産運用収入	24
6 繰 入 金		664,539
	1 他会計繰入金	564,539
	2 基金繰入金	100,000
7 繰 越 金		20,000
	1 繰 越 金	20,000

(単位 : 千円)

款	項	金額
8 諸 収 入		19,011
	1 延滞金、加算金及び過料	11,204
	2 貸付金元利収入	672
	3 雜 入	7,135
歳 入	合 計	8,506,232

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		37,674
	1 総務管理費	25,293
	2 徴税費	12,217
	3 運営協議会費	164
2 保険給付費		6,037,791
	1 療養諸費	5,247,374
	2 高額療養費	753,650
	3 移送費	11
	4 出産育児諸費	30,256
	5 葬祭諸費	6,500
3 国民健康保険事業費納付金		2,282,752
	1 医療給付費分納付金	1,518,451
	2 後期高齢者支援金等分納付金	567,112
	3 介護納付金分納付金	197,189
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
5 保健事業費		134,425
	1 特定健康診査等事業費	81,938

(単位 : 千円)

款	項	金額
	2 保 健 事 業 費	52,487
6 基 金 積 立 金		25
	1 基 金 積 立 金	25
7 諸 支 出 金		7,560
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,560
8 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合	計	8,506,232

南高麗診療所勘定

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		54,882
	1 外 来 収 入	46,192
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	8,690
2 使 用 料 及 び 手 数 料		443
	1 使 用 料	96
	2 手 数 料	347
3 繰 入 金		23,241
	1 他 会 計 繰 入 金	23,241
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		14
	1 雜 入	14
歳 入 合 計		79,580

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		42,418
	1 施設管理費	42,418
2 医業費		36,162
	1 医業費	36,162
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	79,580

名 票 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		45,964
	1 外 来 収 入	41,388
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	4,576
2 使 用 料 及 び 手 数 料		149
	1 使 用 料	54
	2 手 数 料	95
3 繰 入 金		26,061
	1 他 会 計 繰 入 金	26,061
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		471
	1 雜 入	471
歳 入 合 計		73,645

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		37,854
	1 施設管理費	37,854
2 医業費		34,791
	1 医業費	34,791
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	73,645

平成30年度飯能市下水道特別会計予算

平成30年度飯能市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,117,537千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		41,102
	1 負 担 金	41,102
2 使 用 料 及 び 手 数 料		878,286
	1 使 用 料	878,124
	2 手 数 料	162
3 国 庫 支 出 金		124,632
	1 国 庫 補 助 金	124,632
4 財 産 収 入		138
	1 財 産 運 用 収 入	138
5 繰 入 金		598,459
	1 一 般 会 計 繰 入 金	528,952
	2 基 金 繰 入 金	69,507
6 繰 越 金		35,000
	1 繰 越 金	35,000
7 諸 収 入		103,920
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	15

(単位 : 千円)

款	項	金額
	2 雜入	103,905
8 市債		336,000
	1 市債	336,000
歳入合計		2,117,537

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 事 業 費		1,313,117
	1 公共下水道費	760,905
	2 終末処理場費	552,212
2 基 金 積 立 金		139
	1 基金積立金	139
3 公 債 費		794,281
	1 公債費	794,281
4 予 備 費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	2,117,537

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
笠縫雨水幹線建設工事委託料	平成31年度から平成34年度まで	1,620,000 千円
浄化センター第1期耐震工事委託料	平成31年度	82,000

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	千円 336,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	336,000			

平成 30 年度 飯能市 笠縫土地区画整理特別会計予算

平成 30 年度 飯能市の 笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 761, 137 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、111, 000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 保 留 地 处 分 金		12,900
	1 保 留 地 处 分 金	12,900
2 国 庫 支 出 金		89,900
	1 国 庫 補 助 金	89,900
3 財 産 収 入		797
	1 財 産 売 払 収 入	797
4 繼 入 金		501,034
	1 一 般 会 計 繼 入 金	501,034
5 繰 越 金		15,000
	1 繰 越 金	15,000
6 諸 収 入		6
	1 雜 入	6
7 市 債		141,500
	1 市 債	141,500
歳 入 合 計		761,137

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		39,737
	1 総務管理費	39,737
2 事業費		520,898
	1 事業費	520,898
3 公債費		199,502
	1 公債費	199,502
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		761,137

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 141,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	141,500			

平成 30 年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計予算

平成 30 年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 256,711 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		4,000
	1 国 庫 補 助 金	4,000
2 繼 入 金		240,510
	1 一 般 会 計 繼 入 金	240,510
3 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
4 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
5 市 債		7,200
	1 市 債	7,200
歳 入 合 計		256,711

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		1,188
	1 総務管理費	1,188
2 事業費		158,615
	1 事業費	158,615
3 公債費		96,408
	1 公債費	96,408
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		256,711

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 7,200	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	7,200			

平成 30 年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計予算

平成 30 年度飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 278,445 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、55,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 保 留 地 处 分 金		9,600
	1 保 留 地 处 分 金	9,600
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
3 国 庫 支 出 金		56,000
	1 国 庫 補 助 金	56,000
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		146,942
	1 一 般 会 計 繰 入 金	146,942
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
8 市 債		60,900
	1 市 債	60,900

歳	入	合	計		278, 445
---	---	---	---	--	----------

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		956
	1 総務管理費	956
2 事業費		235,182
	1 事業費	235,182
3 公債費		41,807
	1 公債費	41,807
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		278,445

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 60,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	60,900			

平成 30 年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計予算

平成 30 年度飯能市の岩沢南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 397, 958 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、111, 000 千円と定める。

第1表 峰入峰出予算

峰 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3
	1 使用料	3
2 国庫支出金		117,150
	1 国庫補助金	117,150
3 繼入金		164,804
	1 一般会計繩入金	164,804
4 繩越金		5,000
	1 繩越金	5,000
5 諸収入		1
	1 雜入	1
6 市債		111,000
	1 市債	111,000
峰入合計		397,958

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		725
	1 総務管理費	725
2 事業費		348,741
	1 事業費	348,741
3 公債費		47,992
	1 公債費	47,992
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		397,958

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 111,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	111,000			

平成 30 年度飯能市特定環境保全公共下水道特別会計予算

平成 30 年度飯能市の特定環境保全公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 67,998 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		90
	1 分 担 金	90
2 使 用 料 及 び 手 数 料		12,700
	1 使 用 料	12,700
3 繰 入 金		54,107
	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,107
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		101
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雜 入	100
歳 入	合 計	67,998

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 事 業 費		37,199
	1 特定環境保全公共下水道費	37,199
2 公 債 費		25,799
	1 公 債 費	25,799
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	67,998

平成30年度飯能市介護保険特別会計予算

平成30年度飯能市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6, 287, 807千円と定める。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 保 険 料		1,672,222
	1 介 護 保 険 料	1,672,222
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,223,534
	1 国 庫 負 担 金	994,990
	2 国 庫 補 助 金	228,544
4 支 払 基 金 交 付 金		1,612,548
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,612,548
5 県 支 出 金		947,956
	1 県 負 担 金	880,310
	2 県 補 助 金	67,646
6 財 産 収 入		801
	1 財 産 運 用 収 入	801
7 繰 入 金		820,663
	1 一 般 会 計 繰 入 金	820,663

(単位 : 千円)

款	項	金額
8 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
9 諸 収 入		82
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	11
	2 雜 入	71
歳 入	合 計	6,287,807

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		87,700
	1 総務管理費	27,647
	2 徴 収 費	8,625
	3 介護認定審査会費	51,225
	4 事業計画策定委員会費	203
2 保険給付費		5,770,151
	1 介護サービス等諸費	5,247,822
	2 介護予防サービス等諸費	121,417
	3 その他の諸費	3,072
	4 高額介護サービス等費	140,108
	5 高額医療合算介護サービス等費	20,688
	6 特定入所者介護サービス等費	237,044
3 地域支援事業費		422,359
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	164,857
	2 一般介護予防事業費	37,078
	3 包括的支援事業・任意事業費	220,076
	4 その他の諸費	348

(単位 : 千円)

款	項	金額
4 基 金 積 立 金		802
	1 基 金 積 立 金	802
5 公 債 費		1,316
	1 公 債 費	1,316
6 諸 支 出 金		1,479
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,479
7 予 備 費		4,000
	1 予 備 費	4,000
歳 出	合 計	6,287,807

平成 30 年度 飯能市後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度飯能市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 988, 579 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		797,433
	1 後期高齢者医療保険料	797,433
2 国庫支出金		1,920
	1 国庫補助金	1,920
3 繰入金		181,619
	1 一般会計繰入金	181,619
4 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
5 諸収入		4,607
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	4,300
	3 雜入	6
歳入合計		988,579

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		20,501
	1 総務管理費	12,803
	2 徴 収 費	7,698
2 後期高齢者医療広域連合納付金		961,778
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	961,778
3 諸支出金		4,300
	1 債還金及び還付加算金	4,300
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		988,579

平成 30 年度飯能市訪問看護ステーション特別会計予算

平成 30 年度飯能市の訪問看護ステーション特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59,842 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 訪問看護収入		31,736
	1 訪問看護収入	24,711
	2 介護支援収入	7,025
2 使用料及び手数料		377
	1 使用料	377
3 繰入金		26,708
	1 一般会計繰入金	26,708
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		21
	1 雜入	21
歳入	合計	59,842

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		41,784
	1 総務管理費	41,784
2 事業費		17,058
	1 事業費	17,058
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		59,842

平成30年度飯能市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	36,000戸
(給水世帯数)	(34,270世帯)
(2) 年間総配水量	9,916,000m ³
(3) 1日平均配水量	27,166m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	278,856千円
ロ 配水管網整備事業	204,660千円
ハ 净水施設等再構築事業	413,667千円
ニ 取水・浄水・配水施設等整備事業	247,366千円
ホ 基幹施設耐震化事業	79,560千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	取 入
第1款 水道事業収益	1,874,989千円
第1項 営業収益	1,604,126千円
第2項 営業外収益	270,591千円
第3項 特別利益	272千円

	支	出
第1款 水道事業費用		1, 720, 173千円
第1項 営業費用		1, 662, 956千円
第2項 営業外費用		53, 601千円
第3項 特別損失		616千円
第4項 予備費		3, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 021, 030千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87, 952千円、減債積立金12, 749千円、過年度分損益勘定留保資金479, 366千円、当年度分損益勘定留保資金440, 963千円で補てんするものとする。）。

	收	入
第1款 資本的収入		502, 468千円
第1項 企業債		400, 000千円
第2項 負担金		84, 558千円
第3項 県補助金		17, 910千円
	支	出
第1款 資本的支出		1, 523, 498千円
第1項 建設改良費		1, 307, 351千円
第2項 企業債償還金		216, 147千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費 飯能地内送配水管布設事業	248,400 千円	平成 30 年度	99,360 千円
			平成 31 年度	149,040 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
老朽管布設替事業	千円 150,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
浄水施設等再構築事業	50,000	同 上	同 上	同 上
取水・浄水・配水施設等整備事業	200,000	同 上	同 上	同 上
計	400,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 200, 535千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9, 000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、18, 303千円と定める。